国立国語研究所危機管理委員会規程

令和　４年１０月１２日
国語研規程　第１０２号
改正　令和　５年　４月　１日
改正　令和　６年　４月１０日
改正　令和　６年　８月　１日
改正　令和　８年　３月１１日
改正　令和　８年１０月１４日

（設置）

第１条　この規程は、国立国語研究所（以下「研究所」という。）の連絡調整会議に置かれる専門委員会に関する規程第８条及び国立国語研究所危機管理規程第７条の規定に基づき、危機管理委員会（以下「委員会」という。）の設置等について必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第２条 委員会は、次に各号に掲げる調査、検討を行う。

（１）想定される危機に関する情報収集、分析に関すること。

（２）想定される危機への対応策（BCM、BCP、危機管理マニュアル等）の検討、定期的な見直しに関すること。

（３）危機発生時（自然災害、事故等）の緊急的対応及び復旧に関すること。

（４）職員への危機管理教育、訓練及び研修に関すること。

（５）その他、研究所の危機管理に関すること。

（組織）

第３条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（１）所長

（２）副所長

（３）研究主幹

（４）センター長

（５）管理部長

（６）管理部各課長

（７）その他、委員長が指名する職員

（委員長及び副委員長）

第４条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

２ 委員長は、委員会を主宰する。

３ 委員長が不在のときは、委員長があらかじめ指名する副所長（企画調整担当）がその職務を代行する。

（招集等）

第５条 委員会は、委員長が招集する。

２ 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。ただし、危機発生時において出席できない委員がある場合は、この限りでない。

３ 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４ 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求めることができる。

（庶務）

第６条 委員会の庶務は、管理部総務課が関係各課とともに処理する。

（その他）

第７条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和４年１０月１２日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年４月１０日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、令和６年８月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和８年１０月１４日から施行する。